

CV-22 オスプレイの度重なる飛来に嚴重に抗議する意見書

令和3年5月26日午後5時及び午後11時頃、さらに31日午後1時過ぎにCV-22 オスプレイ計4機が嘉手納基地に飛来し、第353特殊作戦群の新駐機場に駐機している様子が確認された。同型機の嘉手納基地への飛来は、今年3月22日に3機、4月29日1機、5月13日1機と今年に入り5度目となる。

本町議会は、CV-22 オスプレイが飛来する度に同型機の嘉手納基地への飛来中止及び横田飛行場配備に関する環境レビューによる県内訓練場使用計画の撤回を求める決議を可決し、断固反対の意思を表明してきたにもかかわらず、このような度重なる飛来はもはや嘉手納基地における恒常的運用に他ならず、強い憤りを禁じ得ない。

沖縄防衛局からの照会に対し米軍は「第353特殊作戦群に所属し横田基地に配属されているCV-22 オスプレイは、嘉手納基地に配備されている他の特殊作戦群部隊と訓練を行わなければならないため、定期的に嘉手納基地に飛来する」と回答したが、飛来目的及び滞在期間等の詳細は明らかにしていない。

同型機の訓練拠点として嘉手納基地が運用されれば、訓練激化に伴い騒音被害等が増大することは必至である。さらに空軍の特殊作戦という過酷な条件下で使用されるため墜落など重大事故が危惧されることから、断じて容認できない。

嘉手納基地においては、航空機の離発着、飛行訓練による騒音のみならず、住民居住地に極めて近接している「パパーループ」周辺から昼夜構わず地上騒音及び悪臭被害が発生し多数の苦情が寄せられているなか、米軍の傍若無人な基地運用は受忍限度をはるかに超えており、町民の怒りは頂点に達しつつある。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、CV-22 オスプレイの度重なる飛来に嚴重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1 嘉手納基地へのCV-22 オスプレイの飛来を中止すること。
- 2 CV-22 オスプレイの県内訓練場使用計画を撤回すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月8日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 内閣官房長官 (沖縄基地負担軽減担当)
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使 (沖縄担当) 沖縄防衛局長
沖縄県知事

CV-22 オスプレイの度重なる飛来に嚴重に抗議する決議

令和3年5月26日午後5時及び午後11時頃、さらに31日午後1時過ぎにCV-22 オスプレイ計4機が嘉手納基地に飛来し、第353特殊作戦群の新駐機場に駐機している様子が確認された。同型機の嘉手納基地への飛来は、今年3月22日に3機、4月29日1機、5月13日1機と今年に入り5度目となる。

本町議会は、CV-22 オスプレイが飛来する度に同型機の嘉手納基地への飛来中止及び横田飛行場配備に関する環境レビューによる県内訓練場使用計画の撤回を求める決議を可決し、断固反対の意思を表明してきたにもかかわらず、このような度重なる飛来はもはや嘉手納基地における恒常的運用に他ならず、強い憤りを禁じ得ない。

沖縄防衛局からの照会に対し米軍は「第353特殊作戦群に所属し横田基地に配属されているCV-22 オスプレイは、嘉手納基地に配備されている他の特殊作戦群部隊と訓練を行わなければならないため、定期的に嘉手納基地に飛来する」と回答したが、飛来目的及び滞在期間等の詳細は明らかにしていない。

同型機の訓練拠点として嘉手納基地が運用されれば、訓練激化に伴い騒音被害等が増大することは必至である。さらに空軍の特殊作戦という過酷な条件下で使用されるため墜落など重大事故が危惧されることから、断じて容認できない。

嘉手納基地においては、航空機の離発着、飛行訓練による騒音のみならず、住民居住地に極めて近接している「パパーループ」周辺から昼夜構わず地上騒音及び悪臭被害が発生し多数の苦情が寄せられているなか、米軍の傍若無人な基地運用は受忍限度をはるかに超えており、町民の怒りは頂点に達しつつある。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、CV-22 オスプレイの度重なる飛来に嚴重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1 嘉手納基地へのCV-22 オスプレイの飛来を中止すること。
- 2 CV-22 オスプレイの県内訓練場使用計画を撤回すること。

以上、決議する。

令和3年6月8日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官 在沖米国総領事
嘉手納基地第18航空団司令官 沖縄県議会議長